

訪問看護利用料金表(医療保険)

JCHO徳山中央病院附属訪問看護ステーション

令和8年6月1日～

1. 基本料金

サービス内容	料金	利用負担料(1割)	利用負担料(2割)	利用負担料(3割)
訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日以内	5,550	560	1,110	1,670
訪問看護基本療養費Ⅰ 週4日以上	6,550	660	1,310	1,970
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊時)	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費 + 物価対応料 1日目	(7,710+60) 7,770	780	1,560	2,340
訪問看護管理療養費 + 物価対応料 2日目	(3,010+20) 3,030	310	610	910

2. 各種加算

サービス内容	料金	利用負担料(1割)	利用負担料(2割)	利用負担料(3割)
特別管理加算(重症)	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算	2,500	250	500	750
難病等複数回訪問加算 1日2回	4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算 1日3回	8,000	800	1,600	2,400
24時間対応体制加算(月1回)	6,800	680	1,360	2,040
緊急時訪問看護加算(月14日目まで)	2,650	270	530	800
緊急時訪問看護加算(月15日目以降)	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算(長時間)	8,400	840	1,680	2,520
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600
訪問看護医療情報連携加算	1,000	100	200	300
情報提供療養費(月1回)	1,500	150	300	450
複数名加算(看護師)	4,500	450	900	1,350
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560
ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000	7,500
乳幼児加算	1,500	150	300	450
専門管理加算	2,500	250	500	750
悪性腫瘍利用者の緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850	1,290	2,570	3,860
早朝訪問看護加算(6時～8時)	2,100	210	420	630
夜間訪問看護加算(18時～22時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200	420	840	1,260
ベースアップ評価料	1,830	190	370	550
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15

3. その他利用料

項目	備考
交通費	負担なし
死後の処理料	15,000円(税抜き)

〈医療保険利用料金一覧〉

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき所定の額(1割～3割)を徴収させていただきます。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額または免除されます。

項 目	訪問看護療養費
□ 訪問看護基本療養費 I 指定訪問看護を受けようとする者に対して、その主治医(保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る)から交付を受けた訪問看護ステーションの看護師が訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合に算定する	〈週3回まで1回につき〉 5,550円 〈週4日目以降1回につき〉 6,550円
□ 訪問看護基本療養費 III(外泊時) 退院後に指定訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて一時的に外泊(1泊2日以上)をする際、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合に算定する(末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者、特別管理加算の対象者は、入院中2回まで算定可能)	8,500円/回
□ 訪問看護管理療養費 + 訪問看護物価対応料1(※) 訪問看護計画書・訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して休日、祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に算定する (※)物価上昇に対応するため、訪問看護管理療養費を算定している利用者1人につき、物価対応料としてそれぞれ所定額を算定する	〈月の初日〉 7,770円(7,710円+60円) 〈月の2日目以降1日につき〉 3,030円(3,010円+20円)
□ 特別管理加算(重症度等の高いもの) ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ②気管カニューレまたは留置カテーテル等(胃チューブ留置、輸液用ポート、PTCDチューブ、数日間継続的に行っているサーフローによる点滴)を使用している状態にある者	5,000円/月
□ 特別管理加算(上記以外) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態 ②人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者 ③在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 ④真皮を越える褥瘡の状態にある者	2,500円/月
□ 難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて、1日に2回又は3回以上訪問した場合に加算を算定する	〈1日2回の場合〉 4,500円 〈1日3回以上〉 8,000円

令和8年6月1日～

□ 24時間対応体制加算 利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制にある場合、また、利用者の同意を得られた場合に算定する	6,800円/月
□ 緊急訪問看護加算 利用者・家族等からの電話等による緊急の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定する	〈月14日目まで〉 2,650円/日 〈月15日目以降〉 2,000円/日
□ 特別管理指導加算 退院後、特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算される	2,000円
□ 退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者が保険医療機関から退院する日に看護師等(准看護師を除く)が在宅での療養上の指導を行った場合に、1回に限り、最初の訪問看護の実施日に算定する	6,000円
□ 退院支援指導加算(長時間) 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合に算定する	8,400円
□ 退院時共同指導加算 主治医の属する保険医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師等(准看護師を除く)が療養上の指導を行った場合に1回に限り(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回に限り)、最初の指定訪問看護の実施時に算定する	8,000円
□ 在宅患者連携指導加算(月1回) 利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により、情報共有を行い、看護師等(准看護師を除く)がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月1回に限り算定する	3,000円/月
□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応月/月2回まで) 在宅療養を行っている利用者の状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と看護師等(准看護師を除く)とで共同で患者を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する	2,000円/月 (月2回まで)
□ 情報提供療養費(月1回) 当該利用者の同意を得て、市町村等、学校等からの求めに応じて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定する *情報提供療養費 1(市町村等) *情報提供療養費 2(学校等) *情報提供療養費 3(保険医療機関等)	1,500円/月

<input type="checkbox"/> 訪問看護医療情報連携加算 通院が困難なものの同意を得て、訪問看護ステーションと連携する保険医療機関の保険医、歯科医師等、保険薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員または相談支援専門等が、情報通信の技術を利用する方法(ICT)を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する	1,000円/月
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算 同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める利用者(①末期の悪性腫瘍など厚生労働大臣が定める疾病等、②特別管理加算の対象者、③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者、④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる者、⑤その他利用者の状況等から判断して①～④のいずれかに準ずると認められる者(看護補助者の場合に限る))に対し、看護職員が同時に他の看護師等または看護補助者と、同時に指定訪問看護を行うことについて利用者または家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合に算定する	4,500円/週
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算 特別管理加算の対象利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合について週1回に限り算定できる ただし15歳未満の超重症児・準超重症児の者に限り、週3回までを可能とする	5,200円/週
<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費 利用者の死亡日および死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合に算定する	25,000円
<input type="checkbox"/> 乳幼児加算 6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師が指定訪問看護を行った場合に算定する	1,500円/日
<input type="checkbox"/> 専門管理加算 緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する	2,500円/月
<input type="checkbox"/> 早朝訪問看護加算(6～8時)	2,100円/回
<input type="checkbox"/> 夜間訪問看護加算(18時～22時)	2,100円/回
<input type="checkbox"/> 深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200円/回

<input type="checkbox"/> ベースアップ評価料(I)(月1回) 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護管理療養費を算定している利用者1人につき、月に1回に限り算定する	1,830円/月
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算 電子資格確認を行う体制を有し、利用者の同意を得て、オンライン資格確認等システムにより利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する	50円/月
医療保険外の料金	
<input type="checkbox"/> 交通費	負担なし
<input type="checkbox"/> エンゼルケア料(死後の処置)	15,000円(税抜き)